

染谷まことと語る会規約

1. 名 称 本会は、染谷まことと語る会と称する。
2. 事務所 本会の事務所は、中央区内に置く。
3. 目 的 本会は、染谷真人氏の政治活動を支援することを目的とする。
4. 事 業 本会の目的を達成するため次の活動を行う。
 - (1) 勉強会、研究会、講演会の開催
 - (2) 機関紙、その他印刷物の発行
 - (3) 関係方面への宣伝活動
 - (4) その他、目的達成に必要な事業
5. 会 員 本会の目的に賛同する者を会員とする。
6. 役 員 本会は次の役員を置く。
代表者、会計責任者、会計職務代行者など
7. 経 費 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
8. 会 費 本会は年会費はなしとする。
9. 会計年度 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

付 則 本規約は、平成 31 年 1 月 29 日より実施する。